

第 7 次宮城県地域医療計画の策定について

1 計画策定の趣旨

医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、都道府県は厚生労働大臣が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされている。

また、同法第 30 条の 6 第 2 項の規定により、都道府県は少なくとも 5 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要と認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとされている。

現行の第 6 次宮城県地域医療計画は、平成 25 年 4 月に公示し、計画期間を 5 年間と定めたことから、今回、計画を変更するもの。

2 策定経過

H29. 5. 30	宮城県医療審議会（地域医療計画の策定について報告）
H29. 7. 4	宮城県議会保健福祉委員会（地域医療計画の策定について報告）
H29. 7. 26	第 1 回地域医療計画策定懇話会（地域医療計画の構成案について外）
H29. 8. 23	第 2 回地域医療計画策定懇話会（地域医療計画の素案について外）
H29. 8. 29	第 1 回宮城県救急医療協議会（地域医療計画（救急医療・災害医療）の素案について）
H29. 9. 29	第 1 回地域医療・介護調整会議（医療・介護協議の場）
H29. 10. 25	第 3 回地域医療計画策定懇話会（地域医療計画の中間案について）
H29. 11. 17～21	第 2 回地域医療・介護調整会議（医療・介護協議の場）※二次医療圏ごとに開催
H29. 11. 28	宮城県医療審議会を開催, 諮問
H29. 11. 29	パブリックコメントの実施（12 月 28 日まで）、市町村・保険者協議会等からの意見聴取及び協議

3 計画の中間案

- 第 7 次宮城県地域医療計画（救急医療）の中間案（資料 2）
- 第 7 次宮城県地域医療計画（災害医療）の中間案（資料 4）

4 今後のスケジュール（予定）

H29. 12. 19	第 2 回宮城県救急医療協議会開催
H30. 1	第 4 回地域医療計画策定懇話会開催（最終案について）
H30. 2	宮城県医療審議会開催、宮城県医療審議会からの答申
H30. 3	第 7 次宮城県地域医療計画の策定
H30. 3	第 7 次宮城県地域医療計画の公示
H30. 4～	第 7 次宮城県地域医療計画の施行